

奥出雲町水道事業経営戦略

(計画期間:令和7年度～令和16年度)

令和7年3月改定

奥出雲町水道事業

奥出雲町水道事業経営戦略

団 体 名 : 島根県奥出雲町

事 業 名 : 水 道 事 業

策 定 日 : 令和7年3月

計 画 期 間 : 令和7年度から令和16年度まで(10年間)

1. 事業概要

(1) 事業の現況

①給水

供 用 開 始 年 月 ※()内は簡易水道事業の供 用開始年月日	平成29年4月1日 (昭和28年12月30日)	計 画 給 水 人 口	11,366 人
法 適 (全部・財務) ・ 非 適 の 区 分	法適用(全部)年月日 平成29年4月1日	現 在 給 水 人 口	11,084 人
		有 収 水 量 密 度	0.086 千m ³ /ha

②施設

水 源	表流水、伏流水、地下水等			
施 設 数	浄水場設置数	27 箇所	管 路 延 長	478.40 千m
	配水池設置数	75 箇所		
施 設 能 力	5,763 m ³ /日		施設利用率	67.93%

③料金

・料金体系の概要・考え方

奥出雲町の水道料金体系は、将来の経営状況等を勘案して設定されており、種別により基本水量及び基本料金を設け、その額にメーター使用料を合算したものを水道料金としています(10円未満の端数は切り捨て)。なお、使用者間で負担の公正を図るため、基本水量を超過してからは従量料金としています。また、メーター使用料については、メーターの口径によって更新・修繕の費用が異なるため、口径別の料金体系としています。水道料金体系の詳細につきましては、下表1及び2のとおりです。

表 1 (水道基本料金及び超過料金)

種 別	基本料金		超過料金 1 m ³ 当たり	対象者・施設
	水量	料金		
一般用	8 m ³	1,349 円	177 円	一般家庭等
営業用	15 m ³	2,709 円	214 円	料理飲食店、理髪店、美容院、 食品製造業、民間病院、工業、 諸団体用
公共用	10 m ³	3,066 円	237 円	町有施設、官公署
臨時用	1 m ³	1,464 円	1,467 円	その他一時仮設給水

表 2 (メーター使用料)

メーター 口 径	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm
使 用 料	73 円	105 円	115 円	314 円	388 円	2,431 円	2,996 円	3,300 円

- ・料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)

令和 2 年 4 月 1 日

④組織

組織体制については、図 1 のとおりであり、水道事業事務部局には、課長を含め 8 名 (うち、水道監視員 (会計年度任用職員) 3 名) が所属しています。水道課には上水道事業を担当する上水道係 (水道事業事務部局) と下水道事業を担当する下水道係 (町長部局)、上下水道事業の使用料の収入、及び予算の執行・決算・経理を担当する管理係 (町長部局) が同一課内に配置されており、水道事業事務部局の職種、業務内容等については下表 3 のとおりです。令和 7 年 3 月 31 日時点で水道事業事務部局所属職員の平均年齢は 53.0 歳となっています。

図 1 (組織体制)

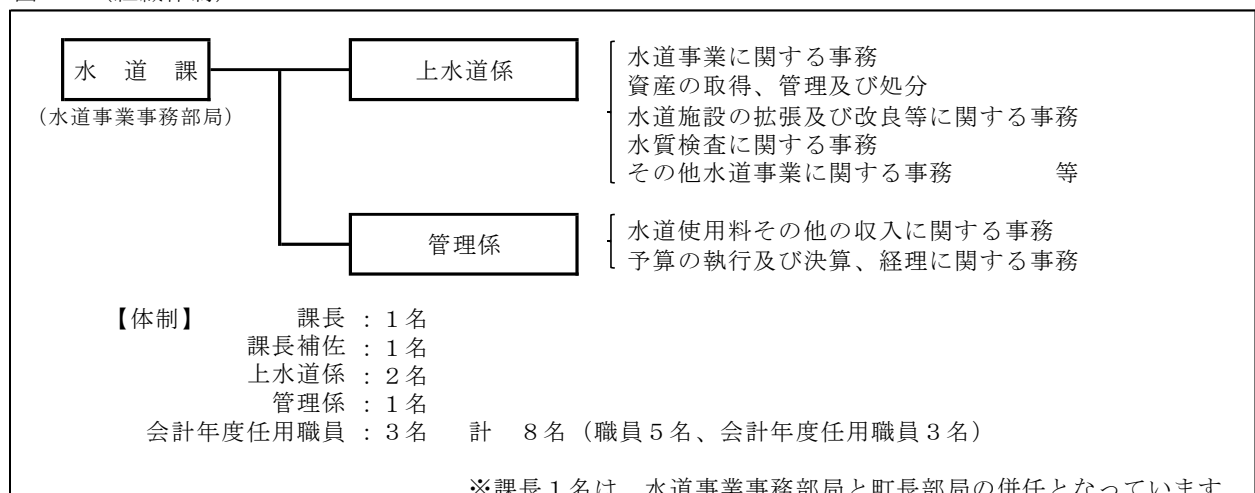


表3 (職種・業務内容等)

職名	職務の級	人数	業務内容
課長	6 級	1	水道事業事務の掌理、水道事業職員の指揮監督等
課長補佐	4 級	1	所属係員の指揮監督、課内係間の業務の調整等
企画幹	4 級	1	水道施設等の拡張・改良、水道施設の維持・管理等
企画員	3 級	1	水道事業会計の予算執行、経理、決算事務等
主任主事	2 級	1	水道施設等の拡張・改良、水道施設の維持・管理等
水道監視員 (会計年度任用職員)	-	3	水道施設の監視及び維持・管理
人数合計		8	水道事業事務部局所属職員の平均年齢 53.0 歳

※上記は経営戦略策定時点（令和7年3月）のものです。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成28年度より島根県水道事業の連携に関する検討会、令和5年度より島根県水道広域化推進協議会に参加し、経営基盤の強化及び経営効率化の推進について検討を進めています。

また、平成29年度からは、既存の簡易水道事業を統合し上水道事業へ移行したことで地方公営企業法の適用を受け、公営企業会計により経営しています。このことにより、経営状況及び成績が明確化され、より精緻に中長期的な経営の見通しを立てることが可能となりました。今後はその見通しに基づいて、改良事業の計画や費用の削減等を検討し、更なる経営の健全化を図っていくこととしています。

さらに、平成30年度において、奥出雲町水道事業運営委員会を設置して水道料金の見直しを行いました。その結果、水道は町民生活に欠かせないライフラインとしての役割を担っており、町民全員で維持していかなければならないことから、基本料金を30%、従量料金を15%値上げの方向で検討する旨の答申を頂き、今後15年間で段階的に水道料金の値上げを行っていくこととなりました。そこで、この答申に基づいて、令和2年4月1日に基本料金を10%、従量料金を5%値上げし、経営基盤の強化を図ったところです。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和5年度決算を基にした水道事業の経営比較分析表を別紙のとおり添付しています。

2. 将来の事業環境

(1) 人口の予測

①行政区域内人口の予測

行政区域内人口については、社人研の人口推計を基に推計をしています。

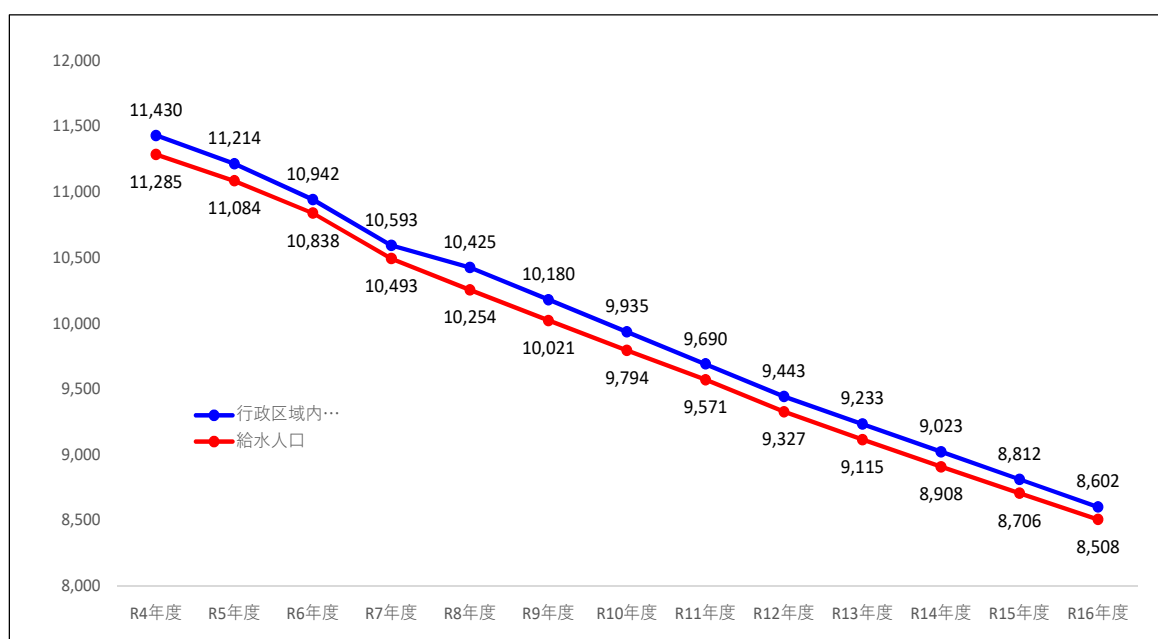
将来の人口が社会的増となる大きな計画も見込めないことから、将来の事業環境はより厳しいものとなることが予想されます。特に、令和10年度には行政区域内人口は10,000人を下回り、令和16年度に8,602人となり、令和4年度の11,430人からおよそ2,828人が減少する見込みとなっています。

②給水人口の予測

給水人口についても、行政区域内人口の推計と同様に、社人研の人口推計を基に推計をしています。

給水人口の予測についても行政区域内人口が減少することに伴い減少していく見込みとなっています。特に、行政区域内人口と同様に令和10年度には給水人口は10,000人を下回り、令和16年度に8,508人となり、令和4年度の11,285人と比較するとおよそ2,777人が減少する見込みとなっています。

図2 行政区域内人口と給水人口の予測



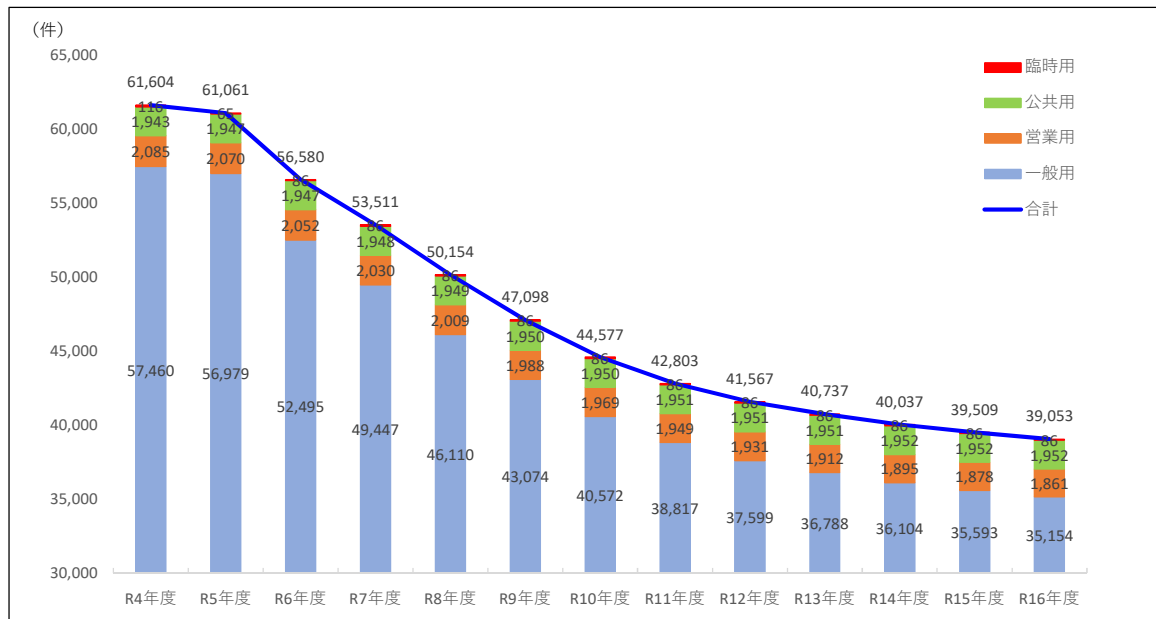
(2) 水需要の予測

①年間給水件数の予測

年間給水件数については、一般用、営業用等の用途別にこれまでの平均増減率を基にして推計しています。なお、この件数に各用途の基本料金を乗じると、基本料金に係る収入額を算出することができます。

年間給水件数の予測については図3のとおりですが、令和6年度以降急激に減少していくことが予測され、令和9年度には50,000件を下回り、令和16年度には年間給水件数は39,053件となる見込みです。なお、令和4年度の61,604件と比較するとおよそ22,551件（うち、一般用は22,306件、営業用は224件）が減少するものと見込まれています。

図3 年間給水件数の予測



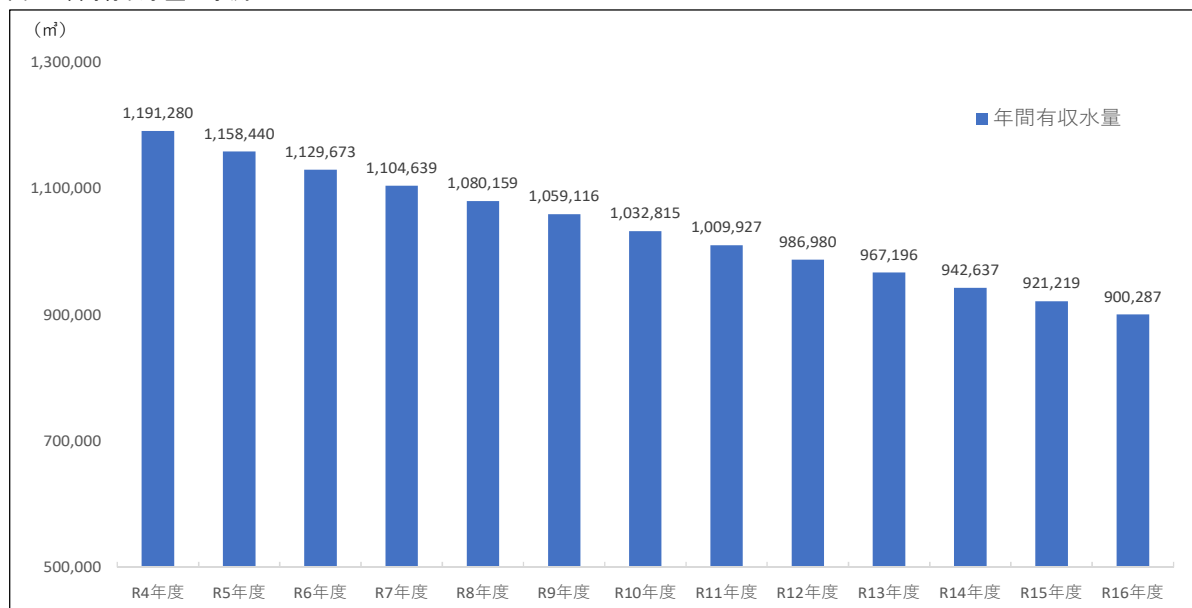
②年間有収水量の予測

年間有収水量については、令和5年度の年間有収水量を基準として給水人口の増減率を乗じて推計しています。なお、奥出雲町は下水道施設が整備され供用も開始しているため、生活水準の向上による単位水量の増加は見込まないこととしています。

今後の年間有収水量の予測は図4のとおりですが、人口減少による給水人口及び給水件数等の減に伴い年々水量は減少していき、令和16年度には900,287 m³となり、令和4年度の1,191,280 m³と比べるとおよそ24.4%減少するものと見込まれています。

年間有収水量の減少により将来の事業環境はより厳しいものとなることが予想されています。

図4 年間有収水量の予測

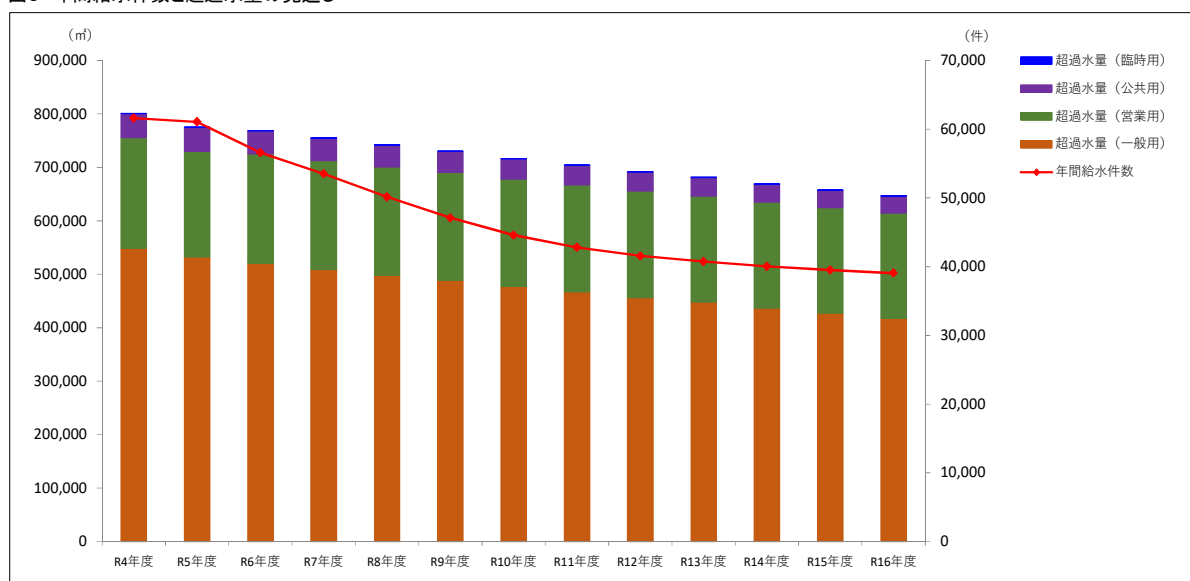


(3) 料金収入の見通し

①料金収入の予測方法

料金収入の予測方法については、上記で示した年間給水件数に用途別の基本料金単価を乗じて基本料金による収入を算出しており、また、従量料金による収入については、用途別にこれまでの平均増減率により基本水量を超えた超過水量を算出し、その値に用途別の従量料金単価を乗じて算出しています。年間給水件数と超過水量の見通しについては図5のとおりですが、人口減少等に伴って給水件数及び超過水量のどちらについても年々減少していくことが予想されています。令和16年度の超過水量は646,529 m³となり、令和4年度の800,673 m³と比べて154,144 m³減少する見込みとなっていることから、今後は料金収入を安定的に確保するための対策が必要となってきます。

図5 年間給水件数と超過水量の見通し



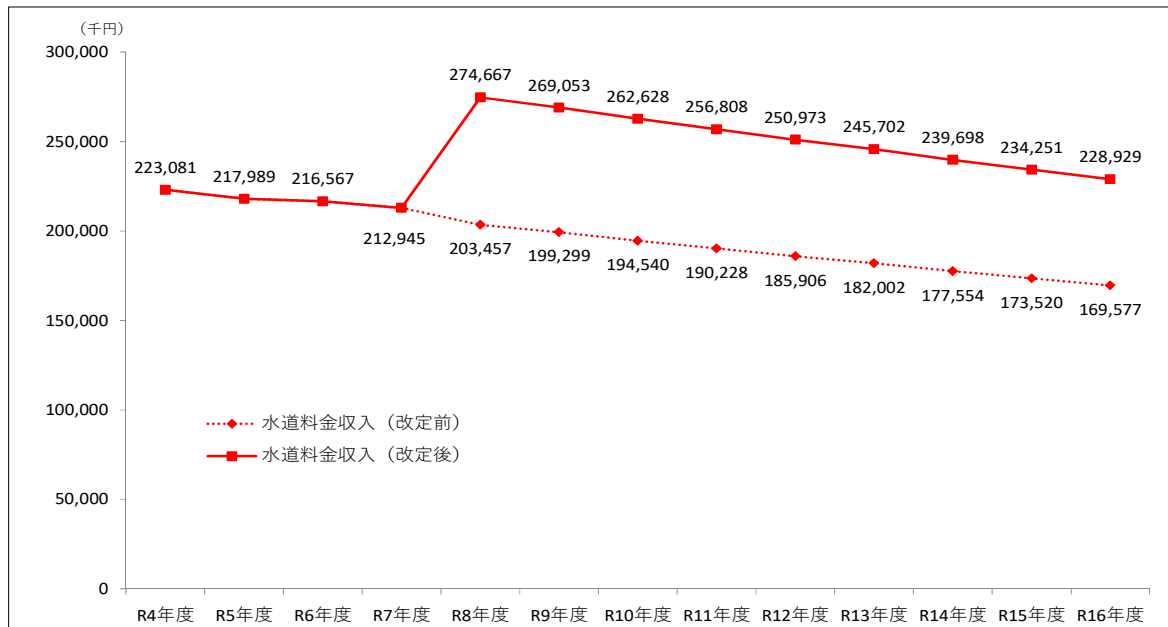
②料金収入の見通し

現行の料金体系を維持した場合、人口減少に伴う給水人口の減等により料金収入は年々減少していくため、水道事業の経営は大変厳しいものとなり、水道事業を維持していくことも困難となることが予想されています。このことから、令和8年度において、水道料金の値上げを検討しています。地方公営企業法において水道料金は、「公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」とされており、事業の経営に要する経費が料金収入でまかなえなければ水道事業を安定的に経営していくことはできません。

そのため今後は、効率的な経営を行うことはもちろんのことですが、経営に要する経費をまかなうことができる適正な水道料金の検討が必要となります。このことから、図6においては、令和8年度に基本料金、従量料金ともに35%値上げするものと想定して料金収入の見通しを算出しています。その結果、料金の値上げをしない場合と比較した単年度当たりの増収額は、料金改定初年度の令和8年度では71,000千円となり、令和16年度まで

の9年間で総額でおよそ 586,000 千円の増収が見込めます。なお、適正な水道料金については、「4.投資・財政計画（収支計画）」の「（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明」の「②収支計画のうち財源についての説明」にて示しておりますので、そちらもご参考ください。

図6 料金収入の見通し



（４）施設の見通し

令和４年度に水道管路更新計画を策定し、震災等の被災時に給水可能となるよう耐震性を有する管路に更新する事業を実施しています。また、老朽化等により、機能低下、耐震性能を有しない施設において、阿井浄水場、美女原下浄水場、稲原浄水場の改良事業を予定しており、安心・安全な水道水を安定的に供給できるように努めていきます。

（５）組織の見通し

奥出雲町職員定数条例では「地方公営企業（水道事業）の事務部局の職員」は５人（この人数には会計年度任用職員は含んでいません。）と規定されており、今後もこの人数を維持していく見込みです。その一方で、各種業務の手続きや事務分掌の見直し等を適宜行い、適正で効率的な組織づくりを進めていきます。

また、水道事業を安定的に経営していくためには、公営企業会計による適正な会計処理と水道施設の適切な維持管理が必要不可欠であり、これには専門的な知識と技術・経験が求められることとなります。このような知識や技術・経験を継続的に経営に活かしていくため、職員を各種の研修会へ積極的に参加させるなど職員の知識と技術力の向上に努め、今後も安定的で持続可能なサービスの提供を目指していきます。

なお、職員の給与については、町長部局等との間で人事異動があることから、町長部局に準じた給与体系としています。一方で、職員構成（職務の級の構成）については、職員給与費が経営を左右する一つの要因でもあることから、今後も町長部局と調整を図り決定

していくこととしています。

3. 経営の基本方針

水道は住民生活に欠くことのできない重要なライフラインとして、常に安心・安全な水を安定して供給することが求められています。このような水道の責務に対応するため、水道事業を取り巻く環境の変化に対応した水道施設の維持・管理及び更新を行うとともに、経営の効率化・健全化を図り、将来に渡り持続可能なサービスの提供を目指します。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）（別紙）

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

目 標	1) 安心・安全な水道水を安定的に供給するとともに、新たな企業債の発行を抑え、令和16年度の企業債残高を令和6年度の企業債残高以下とする。
-----	---

1) 計画期間内に実施する主な投資の内容

震災等の被災時に給水可能となるよう耐震性を有する管路に更新する必要性があることから、令和4年度から令和13年度を事業期間、更新の総延長を32kmとして、水道管路緊急改善事業を実施しており、事業費の総額は、1,824,110千円を見込んでいます。

また、令和7年度から令和17年度を計画期間として、阿井浄水場、美女原下浄水場、稲原浄水場の改良事業を行う予定としており、事業費の総額は、1,176,841千円を見込んでいます。

今後は、施設や設備等が耐用年数を迎え、継続的に施設を更新していく必要があることから、緊急性や優先度などを考慮するとともに、場合によってはスペックダウンを行うなど、将来の経営を見据えて計画的に実施していくこととしています。

これらの事業により、将来に渡り安心・安全な水道水を安定的に供給していくことを目指します。

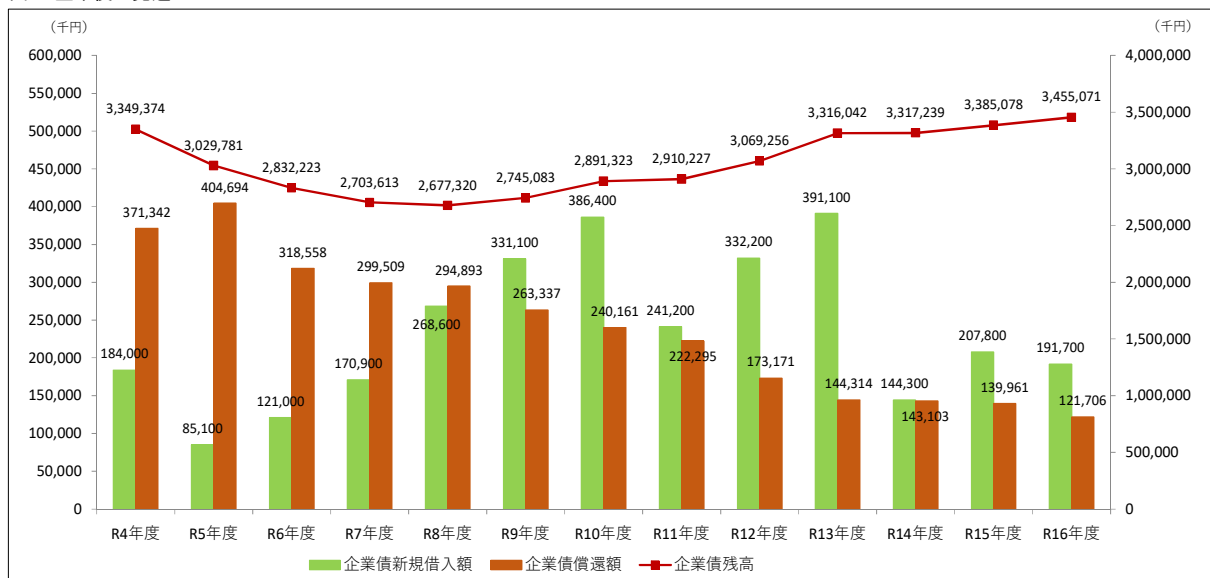
2) 投資の財源について

計画期間内に実施する主な投資の内容は上記のとおりですが、財源については主に国県補助金、企業債により実施していくものとしております。

企業債については、新規借入額を毎年度の企業債償還額を上回らないように抑えることを基本としておりますが、計画期間内に総事業費30億円を超える事業を実施する予定としているため、令和10年度以降企業債残高は増額していく見込みです。なお、企業債残高の今後の見通しについては図7のとおりであり、令和16年度の企業債残高は3,455,071千円で、令和4年度の3,349,374千円と比べて3.15%増加しており、目標である令和6年度以下とすることはできませんが、今後も企業債残高の縮減に努め、更なる

経営の健全化を図ります。

図7 企業債の見通し



②収支計画のうち財源についての説明

目 標	1) 安易に一般会計からの繰入金に頼ることなく、将来の経常費用の動向を踏まえた適正な水道料金を設定し、令和16年度の料金回収率を90%以上とする。 2) 適正な水道料金を設定するとともに、新たな企業債の発行を抑えることにより、企業債残高対給水収益比率を令和4年度の2分の1以下とする。
-----	--

1) 水道料金、一般会計からの繰入金、企業債の積算に係る考え方

I) 水道料金

水道料金については、前述したとおり「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」とされており、また、今後給水人口の減により水道料金収入自体も減少することが見込まれていることから、安定した経営を継続していくためには、適正な水道料金の設定が不可欠です。そのため、今後の経常費用等の動向を勘案し適正な水道料金を検討した結果、令和8年度に基本料金、従量料金ともに35%値上げすることとし、令和16年度の料金回収率を90%以上とすることを目標にしています。

II) 一般会計からの繰入金

一般会計からの繰入金については、総務省の繰出基準に基づいた繰入金（以下、「基準内繰入」という。）と一般会計との取り決め（3年に1度見直し）に基づいた繰入金（以下、「基準外繰入」という。）を計上しています。特に、基準外繰入については取り決めに基づいた額を計上していることから、経営状況や資金繰りが悪化した場合に

においても、安易に一般会計からの繰入金に頼ることなく、経常費用の削減や適正な水道料金を設定する等、経営の見直しによって損失額や資金不足の解消に努めます。

Ⅲ) 企業債

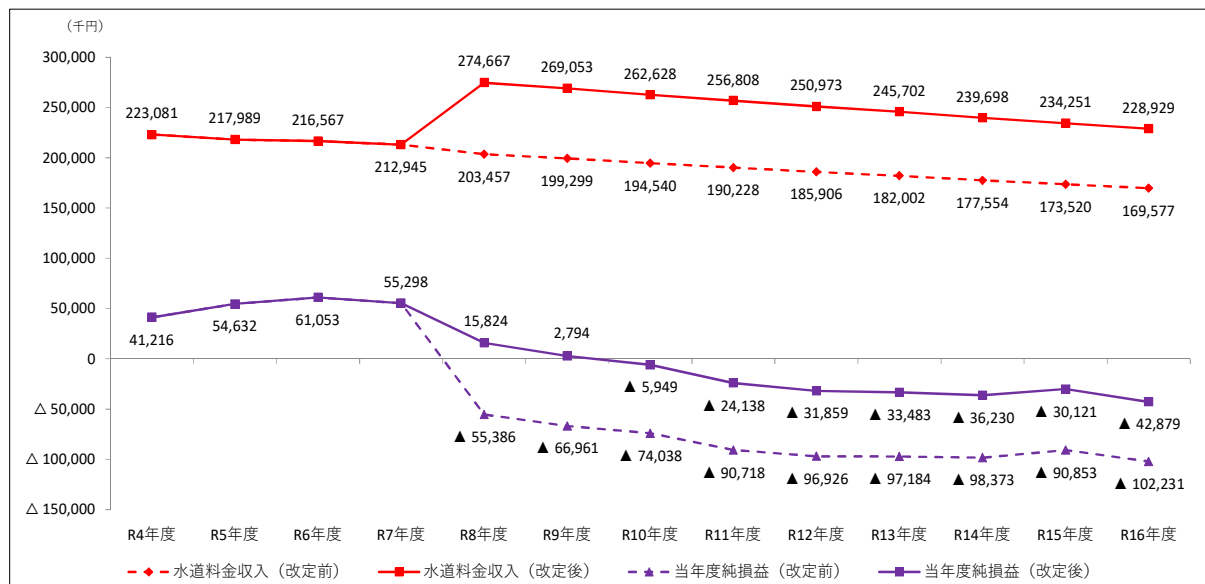
企業債については、上記でも記載したとおり、令和7年度以降も継続的に改良事業を実施していく予定としております。

2) 水道料金、一般会計からの繰入金、企業債に係る今後の見込み

I) 水道料金

水道料金収入の見通しについては図8のとおりですが、現行の料金体系を維持した場合、人口減少に伴う年間有収水量の減等により、料金収入は年々減少していくことが予想されています。またそれに伴い、当年度純損益についても、令和7年度までは純利益を出すことができますが、令和8年度以降は純損失を出し続け、年々その額は増加していくこととなります。このような状況が続けば水道事業の経営が困難となり、水道水の安定的な供給ができなくなる恐れもあります。そのため、将来に渡り安定的に経営を行っていくためには、経常費用の削減等による効率的な経営を行うことはもちろんのことですが、経常費用をまかなえる適正な水道料金を検討する必要があります。上記のことから、令和8年度に基本料金、従量料金ともに35%値上げした結果、料金収入は図8赤線部のとおりとなり、令和10年度以降については純損失を計上することとなりますが、その損失額は大きく減少することができます。

図8 水道料金収入と当年度純損益の見通し

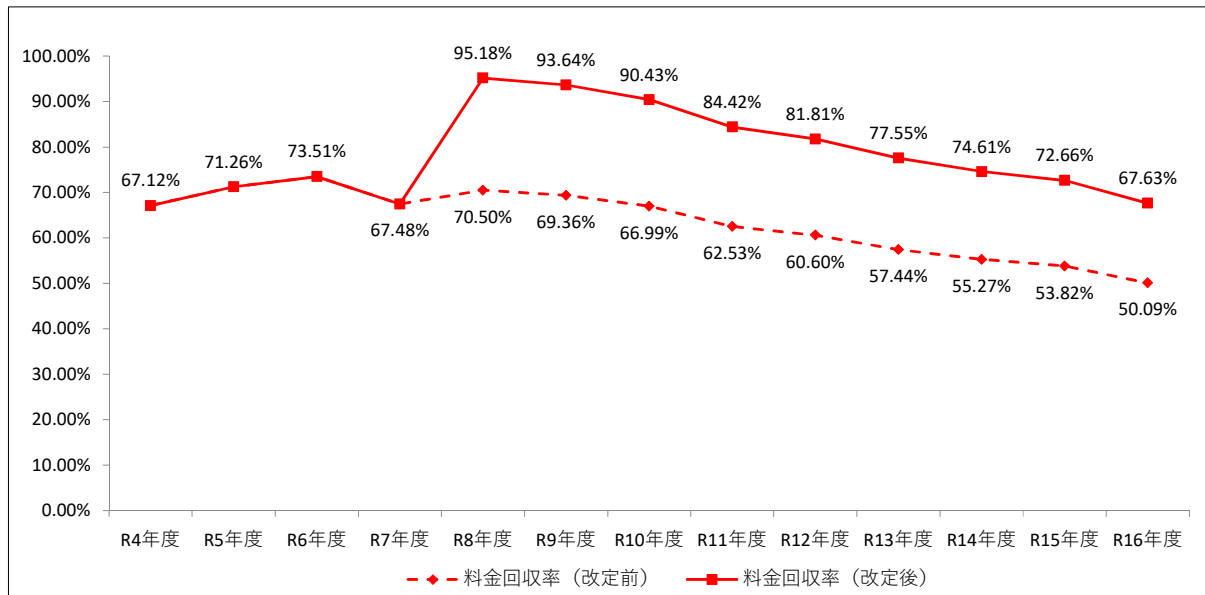


※令和8年度に35%料金の値上げを実施した場合

また、目標としている料金回収率については、上記に記載した水道料金を設定した結果、図9のとおりとなります。令和4年度には67.12%であったものが、料金改定時の令和8年度では95.18%となり、目標である90%以上を達成できる見通しとなっていますが、その後、年々減少し令和16年度には67.63%まで減少する見込みとなっています。

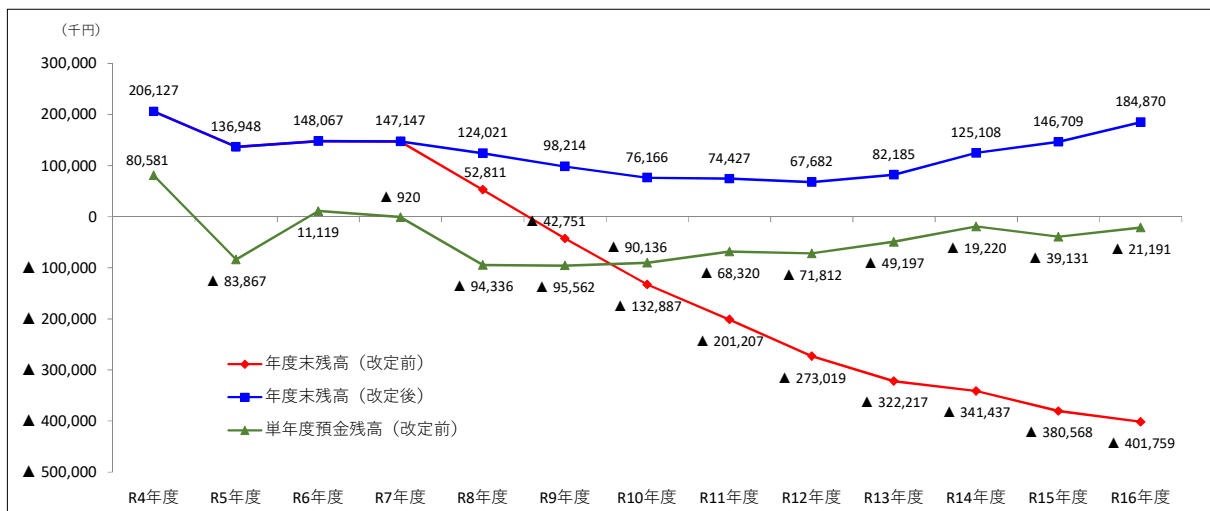
ます。料金回収率とは、給水にかかる費用が、どの程度給水収益でまかなえているかを表した指標であり、料金水準等を評価することができるものとなります。参考として、令和5年度の類似団体の平均値は90.66%となっています。

図9 料金回収率の見通し



一方、資金繰りについてですが、現金残高の見通しについては図10のとおりであり、現行の料金体系を維持した場合、令和8年度以降現金残高は減り続け、令和9年度で資金不足が生じ、令和16年度においては400,000千円を超える資金不足となることが見込まれています。そのため、単年度での現金収支が大きくマイナスになることが見込まれている令和8年度において適正な水道料金を設定する必要があり、このことから上記と同じく、令和8年度で水道料金を値上げした結果、現金残高は図10青線部のとおりとなり、経営に必要な資金を一定量確保し続けることができるようになります。

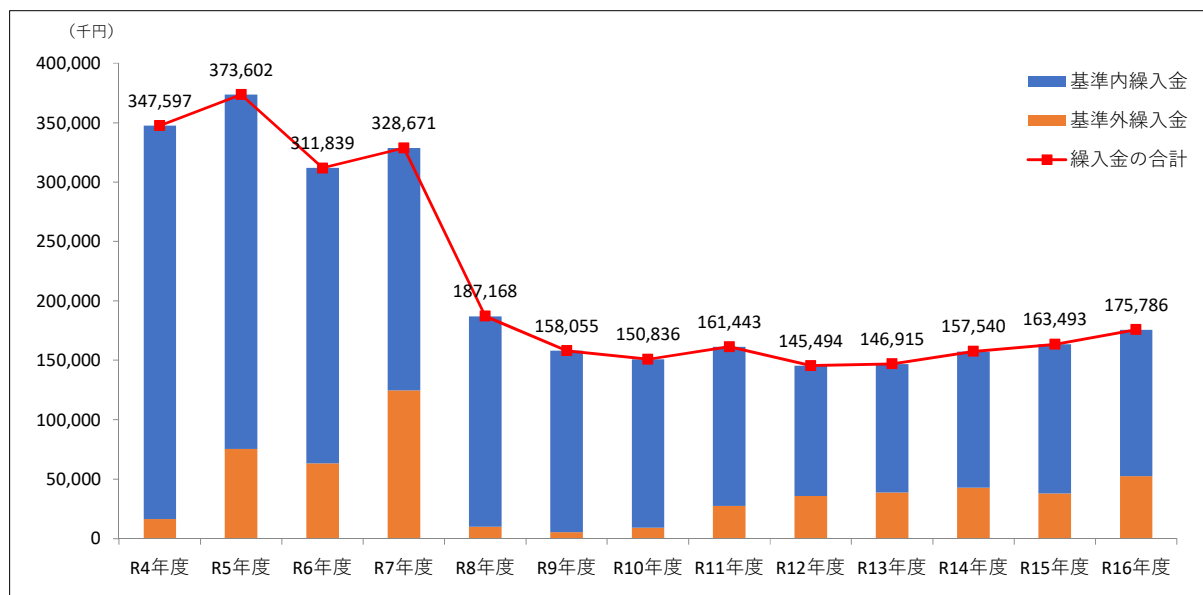
図10 年度末資金残高の見通し



Ⅱ) 一般会計からの繰入金

一般会計からの繰入金の今後の見込みについては、図11のとおりですが、繰入金の大部分が基準内繰入となっています。基準内繰入の主な内容は、収益的収入であれば「高料金対策に要する経費」、資本的収入であれば「建設改良に要する経費」（地方債の元金償還金に対するもの）となっています。また、基準外繰入の主な内容は、課長に係る人件費の2分の1や、過疎・辺地債の元利償還金に係るものとなります。今後は、「高料金対策に要する経費」や地方債の元利償還金が年々減少していくことに伴い、繰入金総額も減少していき、令和16年度には175,786千円となる見込みとなっています。これは令和4年度の347,597千円と比べるとおよそ2分の1となります。特に、令和9年度からは「高料金対策に要する経費」の激変緩和措置（簡易水道事業基準での算定）の期限が到来することもあり、「高料金対策に要する経費」に該当しなくなるものと見込まれており、このことが経営を大きく圧迫する要因となっています。そのため、水道事業を安定的に経営していくためには、一般会計からの繰入金以外での収入を確保することが急務となります。

図11 一般会計からの繰入金の見通し

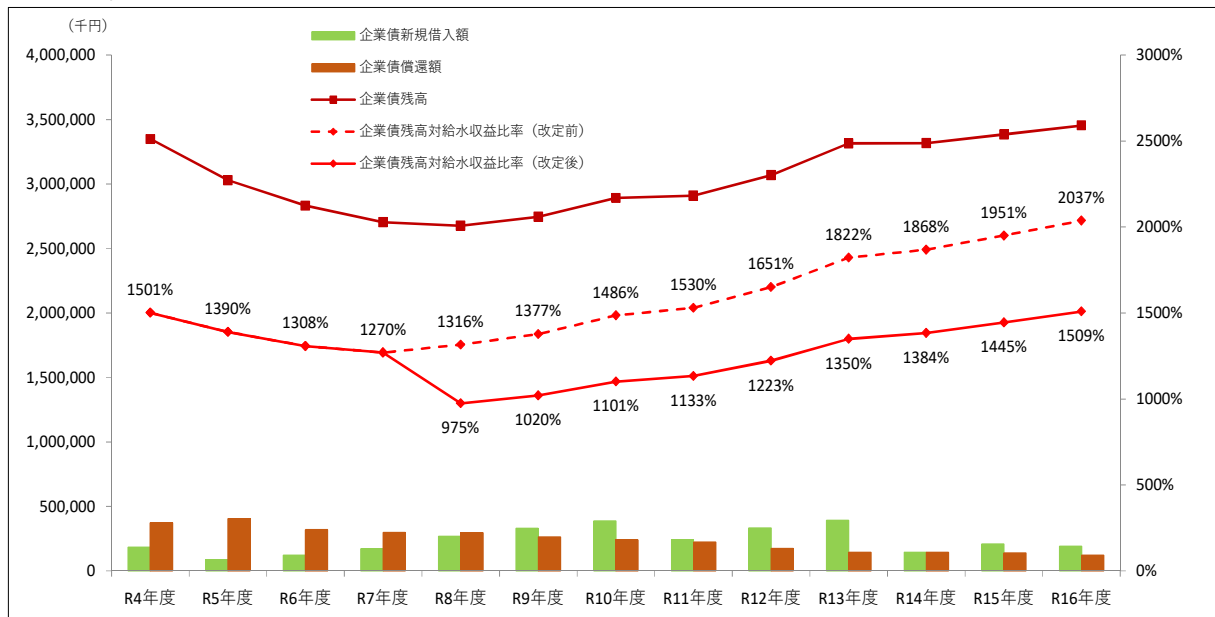


Ⅲ) 企業債

企業債の見通しについては、令和7年度以降も改良事業を実施する予定であることから、その財源として企業債の借入を予定しているところです。しかしながら、今後は収入の減少等により経営環境が益々厳しくなることが予想されていることから、企業債の新規借入額を抑制するとともに、適正な水道料金を設定する必要があります。そのため、これらを図る指標として、企業債残高対給水収益比率を用いることとし、令和4年度末時点での企業債残高対給水収益比率（1501%）を令和16年度末時点では2分の1以下（750%）とすることを目標にしています。しかし、大規模な事業を計画期間内において実施する計画としており、令和16年度末時点では目標に届かない予測となっています。なお、今後借入れる予定の企業債に係る借入条件は、償還期間

30年、うち据置期間5年、半年賦元利均等償還、利率1.5%（4年毎に0.1%ずつ上乘せ）として、毎年度の元金償還額を算出しています。

図12 企業債の見通し



③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

1) 投資以外の経費（職員給与費、委託料、修繕費など）の積算についての考え方

投資以外の経費（職員給与費、委託料、修繕費、減価償却費、支払利息など）の積算については、下記の考えに基づき行っています。

I) 職員給与費

職員給与費については、令和5年度の水道事業所属の職員数が今後も維持されるものとし、令和5年度の実績額を基に昇給分を考慮した額を計上しています。ただし、課長に係る人件費については、下水道部局との併任であるため、人件費の2分の1を一般会計から繰り入れることとしています。

II) 委託料

委託料は、メーター検針、水道施設の保守点検、公営企業会計システム保守点検、水道事務を一部他課へ委託（給与計算、入札業務、口座振替処理等に係るもの）することによる委託料等について、令和5年度の実績額を基に物価上昇率0.9%を見込み、毎年度計上しています。

III) 修繕費

修繕費については、令和元年度から令和5年度の実績値より25,000千円の一定額を毎年度計上しています。なお、これには毎年度検満となる水道メーターの交換費用に係る修繕費も見込んでいます。

IV) 減価償却費

既存の施設等に加え、令和7年度以降に取得予定の資産についても資産計上見込額を考慮して減価償却費を計上しています。なお、令和7年度以降に取得する資産に係る耐用年数については平均耐用年数40年として算出しています。

V) 支払利息

既借入分の支払利息に加え、今後借入予定の企業債の支払利息について計上しています。今後借入予定の企業債の借入条件は、償還期間30年、うち据置期間5年、半年賦元利均等償還、利率1.5%（4年毎に0.1%ずつ上乘せ）として、支払利息を計上しています。

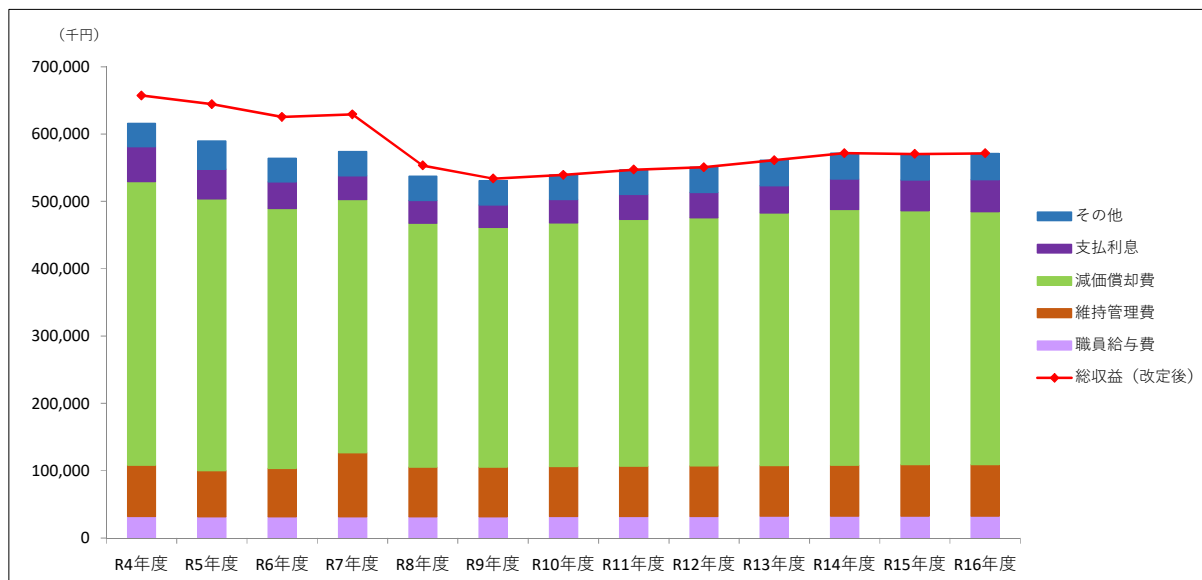
VI) その他、上記以外に係る費用

その他、上記以外に係る費用については、実績額を基に計上しています。

2) 投資以外の経費（職員給与費、動力費、修繕費など）の今後の見込み

投資以外の経費（職員給与費、動力費、修繕費、委託料、減価償却費、支払利息など）の今後の見込みについては図13のとおりであり、令和9年度までは減価償却費が減少していくこと等により一旦は減少しますが、その後は大規模事業の実施により増額に転じる予測となっています。

図13 投資以外の経費の見込み



(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①投資についての検討状況等

1) 施設・設備の合理化（スペックダウン）

令和4年度から、老朽化した施設や管路等の改良事業を実施しているところですが、今後の給水人口及び水需要の予測を基に適正な施設・設備の規模を検証し、場合によ

ってはスペックダウンなどを行うことにより、施設・設備の合理化を図っていくこととしています。

2) 広域化

「(2) これまでの主な経営健全化の取組」にも記載したとおり、平成 28 年度より島根県水道事業の連携に関する検討会、令和 5 年度より島根県水道広域化推進協議会に参加し、経営基盤の強化及び経営の効率化を進めています。今後も、近隣市町との広域化について検討を深め、経営の効率化・健全化を図っていくこととしています。

②投資以外の経費についての検討状況等

1) 修繕費

緊急性のないものや優先度の低いものについては、修繕の必要性を改めて検証することとし、費用対効果を考慮して実施していきます。また、それらについては、営業成績等を勘案し、場合によっては後年度に実施するなど、経常損益を平準化させるように検討し、実施していきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証及び更新については、3 年ごとに行う予定としています。前述しておりますとおり、令和 8 年度において水道料金の値上げを検討することとしています。料金の検討に当たっては、今後の経営状況の見通しをたてるとともに、経営に要する経費や資金をまかなうことができる適正な水道料金を算出する必要があり、これには経営戦略の事後検証と更新は欠かせないことから、令和 9 年度において経営戦略の事後検証及び更新を行う予定とし、その後も必要に応じて実施します。

経営比較分析表（令和5年度決算）

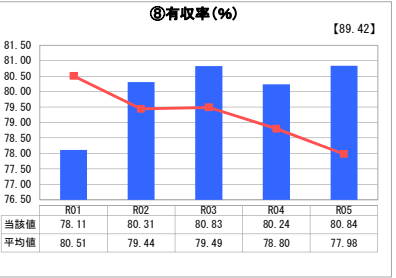
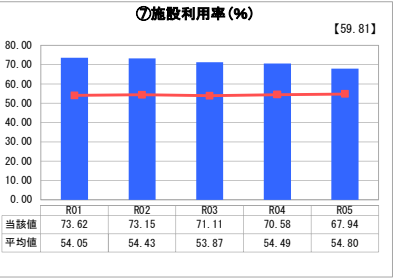
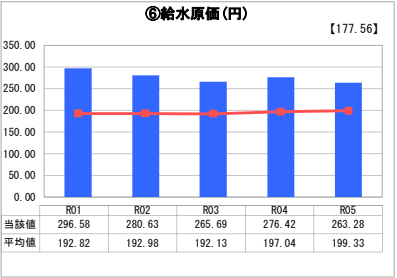
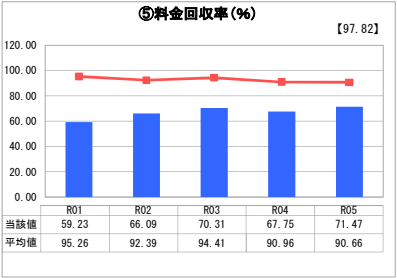
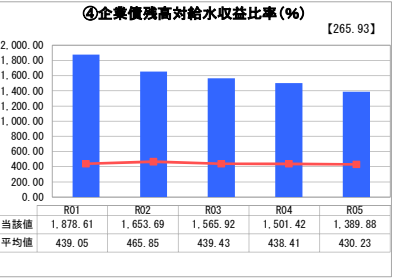
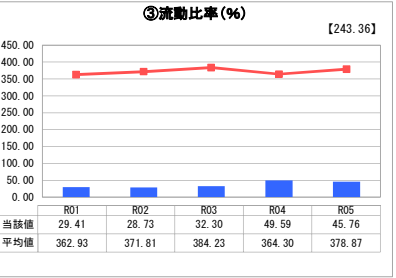
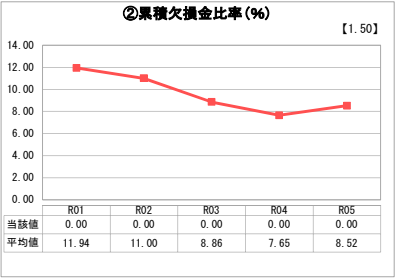
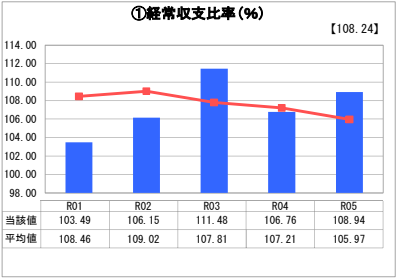
島根県 奥出雲町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A7	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)	
-	62.68	98.84	3,540	

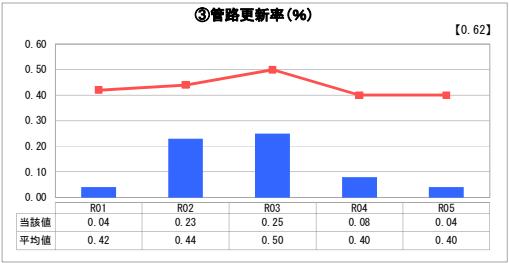
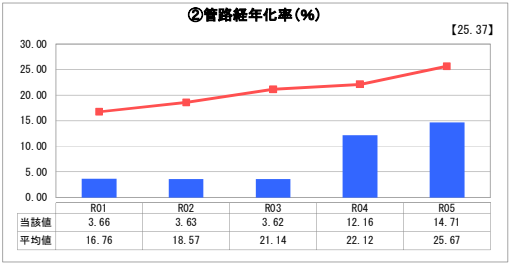
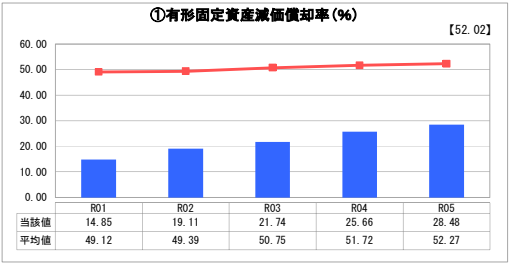
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
11,339	368.01	30.81
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
11,084	135.00	82.10

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について

① 経営の健全性について
経常収支比率については燃料費の高騰や物価高の影響があるものの類似団体の平均値を上回る結果となった。ただ、料金回収率については類似団体の平均値を大幅に下回っており、一般会計からの繰入金に依存していることが見て取れる。料金改定を視野にいれ、適切な料金収入の確保に向けた取り組みが必要である。
③については、年間3億円を超える企業債償還費の影響が大きな要因となっている。④については、償還期間終了や繰上償還などにより年々企業債残高の減少がみられるため、改善傾向にある。今後も引き続き、企業債の発行抑制に努める必要がある。

② 経営の効率性について
⑦については平均値を上回っており適正な施設規模である。⑧は令和2年度以降80%を維持しており、類似団体の平均値以上となっている。引き続き着実に漏水対策等を実施し有収率の向上を図る必要がある。

2. 老朽化の状況について

①②が平均値より大幅に下回っている。これは本町の投資時期が類似団体よりも後年であるため老朽化を示す指標は低い。
令和5年度より、水道管路緊急改善事業を実施。今後は、経営面とのバランスを取りながら緊急度、重要度を考慮した更新事業を展開していく。

全体総括

昨年度に比べ若干改善傾向にあるが、類似団体と比較して下回っている項目が多い。継続的にコスト削減、企業債残高の縮減に努める必要がある。

今後も継続的に安心、安全な水道水を安定的に供給するため、人口減少に伴う料金収入の減少を考慮した適正な料金水準の検討及び効率的な事業運営と計画的な施設更新を図る必要がある。

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

年 度 区 分			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
			(決 算)	(決 算)	〔 決 算 〕 〔 見 込 〕											
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	225,372	219,933	218,302	214,889	276,611	270,997	264,572	258,752	252,917	247,646	241,642	236,195	230,873	
		(1) 料 金 収 入	223,081	217,989	216,567	212,945	274,667	269,053	262,628	256,808	250,973	245,702	239,698	234,251	228,929	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)														
		(3) そ の 他	2,291	1,944	1,735	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944
		2. 営 業 外 収 益	429,133	421,643	405,343	413,094	267,589	255,484	270,422	284,796	293,669	309,105	324,587	328,998	336,378	
		(1) 補 助 金	145,368	136,300	135,407	154,113	27,225	18,712	25,282	44,899	53,304	68,630	79,069	85,620	107,074	
		他 会 計 補 助 金	145,368	136,300	135,407	154,113	27,225	18,712	25,282	44,899	53,304	68,630	79,069	85,620	107,074	
		そ の 他 補 助 金														
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	283,762	283,939	269,849	257,119	239,798	236,206	244,574	239,331	239,799	239,909	244,952	242,812	228,738	
		(3) そ の 他	3	1,404	87	1,862	566	566	566	566	566	566	566	566	566	566
	収 入 計 (C)	654,505	641,576	623,645	627,983	544,200	526,481	534,994	543,548	546,586	556,751	566,229	565,193	567,251		
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	557,068	537,143	525,256	538,405	504,066	497,861	504,572	509,916	512,535	519,657	524,976	523,549	522,717	
		(1) 職 員 給 与 費	31,969	31,239	31,372	31,439	31,540	31,641	31,742	31,844	31,946	32,048	32,150	32,253	32,356	
		基 本 給	19,315	18,583	14,503	18,702	18,762	18,822	18,882	18,943	19,003	19,064	19,125	19,186	19,248	
		退 職 給 付 費														
		そ の 他	12,654	12,656	16,869	12,737	12,778	12,819	12,860	12,901	12,943	12,984	13,025	13,067	13,108	
		(2) 経 費	103,671	102,289	107,225	131,088	109,500	110,261	111,028	111,803	112,584	113,372	114,168	114,971	115,781	
		動 力 費	36,071	28,126	32,505	33,093	33,390	33,691	33,994	34,300	34,609	34,920	35,235	35,552	35,872	
		修 繕 費	24,538	21,831	24,521	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	
		材 料 費														
		そ の 他	43,062	52,332	50,199	72,995	51,110	51,570	52,034	52,503	52,975	53,452	53,933	54,419	54,909	
(3) 減 価 償 却 費		421,428	403,615	386,659	375,878	363,026	355,959	361,802	366,269	368,005	374,237	378,658	376,325	374,580		
2. 営 業 外 費 用	55,982	51,794	39,191	35,576	33,426	33,199	34,387	36,765	37,662	40,874	45,354	45,767	47,422			
(1) 支 払 利 息	51,669	44,616	39,191	35,576	33,426	33,199	34,387	36,765	37,662	40,874	45,354	45,767	47,422			
(2) そ の 他	4,313	7,178														
支 出 計 (D)	613,050	588,937	564,447	573,981	537,492	531,060	538,959	546,681	550,197	560,531	570,330	569,316	570,139			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	41,455	52,639	59,198	54,002	6,708	△ 4,579	△ 3,965	△ 3,133	△ 3,611	△ 3,780	△ 4,101	△ 4,123	△ 2,888			
特 別 利 益 (F)	2,824	2,902	1,859	1,296	9,116	7,534	3,965	3,133	3,611	3,780	4,101	4,123	2,888			
特 別 損 失 (G)	3,063	909	4													
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 239	1,993	1,855	1,296	9,116	7,534	3,965	3,133	3,611	3,780	4,101	4,123	2,888			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	41,216	54,632	61,053	55,298	15,824	2,955										
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	41,216	95,848	156,901	212,199	228,023	230,978	230,978	230,978	230,978	230,978	230,978	230,978	230,978	230,978		
流 動 資 産 (J)	229,063	159,490	170,888	175,982	161,430	143,135	132,251	140,695	174,667	229,588	284,757	342,400	422,643			
流 動 負 債 (K)	う ち 未 収 金	23,914	23,515	23,515	23,515	23,515	23,515	23,515	23,515	23,515	23,515	23,515	23,515	23,515		
	う ち 建 設 改 良 費 分	465,593	353,227	336,520	329,562	298,006	274,830	256,964	207,840	178,983	177,772	174,630	156,375	147,029		
	う ち 一 時 借 入 金	363,637	318,558	299,509	294,893	263,337	240,161	222,295	173,171	144,314	143,103	139,961	121,706	112,360		
	う ち 未 払 金	101,956	34,669	34,669	34,669	34,669	34,669	34,669	34,669	34,669	34,669	34,669	34,669	34,669		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した																
資 金 の 不 足 額 (L)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			225,372	219,933	218,302	214,889	276,611	270,997	264,572	258,752	252,917	247,646	241,642	236,195	230,873	
地 方 財 政 法 に よ る ((L) / (M) × 100)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
資 金 不 足 の 比 率			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健全化法施行令第16条により算定した																
資 金 の 不 足 額 (N)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健全化法施行規則第6条に規定する																
解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健全化法施行令第17条により算定した																
事 業 の 規 模 (P)			225,372	219,933	218,302	214,889	276,611	270,997	264,572	258,752	252,917	247,646	241,642	236,195	230,873	
健全化法第22条により算定した																
資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円)

年 度 区 分			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
			(決 算)	(決 算)	〔 決 算 〕 〔 見 込 〕										
資 本 的 収 入 															

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分 \ 年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		(決 算)	(決 算)	〔 決 算 〕 〔 見 込 〕										
収 益 的 収 支 分		145,918	137,087	135,997	154,113	27,225	18,712	25,282	44,899	53,304	68,630	79,069	85,620	107,074
	うち基準内繰入金	141,100	118,448	86,185	50,994	26,690	17,789	18,331	19,468	19,862	32,516	39,783	52,027	59,974
	うち基準外繰入金	4,818	18,639	49,812	103,119	535	923	6,951	25,431	33,442	36,114	39,286	33,593	47,100
資 本 的 収 支 分		201,679	236,515	175,842	174,558	159,943	139,343	125,554	116,544	92,190	78,285	78,471	77,873	68,712
	うち基準内繰入金	190,009	179,881	162,339	152,864	150,605	134,877	123,342	114,460	89,950	75,576	75,026	73,512	63,106
	うち基準外繰入金	11,670	56,634	13,503	21,694	9,338	4,466	2,212	2,084	2,240	2,709	3,445	4,361	5,606
合 計		347,597	373,602	311,839	328,671	187,168	158,055	150,836	161,443	145,494	146,915	157,540	163,493	175,786